

公認心理師法附則第5条に基づく対応状況について ヒアリング結果に基づく中間整理

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室

公認心理師の概要

1. 公認心理師制度創設の背景（公認心理師法案の提出理由）

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

※ 平成27年9月9日成立・9月16日公布（議員立法）、平成29年9月15日全面施行

2. 公認心理師とは

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。【名称独占】

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

3. 公認心理師試験・登録

公認心理師試験：平成30年に第1回公認心理師試験を実施（毎年1回以上実施）

第6回試験は、令和5年5月14日（日）実施、令和5年6月9日（金）合格発表

（第7回は令和6年3月頃実施予定）合格後、公認心理師登録簿に登録されることで公認心理師となる。

資格登録者数：69,875人（令和5年3月末現在）

※ 試験事務・登録事務については、指定試験機関及び指定登録機関である「一般財団法人日本心理研修センター」が行う。

参考：公認心理師の活躍が想定される分野と公認心理師が位置付けられている主なもの等

保健医療分野：病院（診療報酬（施設基準）、がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院の要件に記載）など

福祉分野：児童相談所（児童相談所に設置する児童心理司の要件の一つとして記載）など

教育分野：学校（スクールカウンセラーの要件の一つとして記載）など

司法・犯罪分野：裁判所、刑務所、少年鑑別所、犯罪被害者支援 など

産業・労働分野：各事業所（事業者が行うストレスチェックの実施者の要件の一つとして記載）など

公認心理師法附則第5条の対応について（進捗状況の報告）

- 令和4年度は公認心理師法（以下「法」という。）施行後5年目にあたり、法附則第5条に基づき施行状況についての検討を行う一環として、関係団体のヒアリングを行い、中間整理として報告する。

公認心理師法（平成27年法律第68号）

附則

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公認心理師法案に関する附帯決議

（衆議院）

六 同法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

（参議院）

六 本法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

法の施行の状況に係るこれまでの検討について

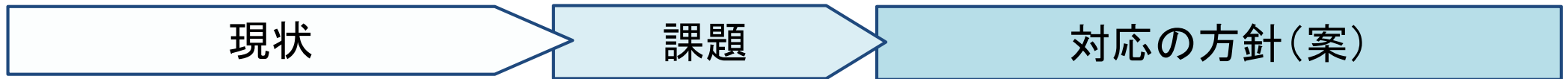
- 文部科学省及び厚生労働省において、法附則第5条の規定に基づき、法施行日からこれまでの、法の施行状況に係る調査結果や試験実施状況等に係る資料（報告書中の「法の規定の施行の状況及び公認心理師制度の現状」）を作成した。
- また、令和元年度から4年度にかけて、障害者総合福祉推進事業（以下「推進事業」という。）において、公認心理師の実態や養成に係る課題及び対応の整理等について、適宜、必要な調査や有識者による検討を実施してきたところ、当該調査結果を今回の検討においても活用することとした。
- 実態を踏まえた対応を行う観点から、①公認心理師関係団体、②保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体、③当事者関係団体等に対し、公認心理師法施行状況調査票を送付しヒアリングを実施した。ヒアリング内容としては、公認心理師の国家資格化及び公認心理師の配置による利点、公認心理師の貢献、公認心理師に期待すること、今後の課題等を伺った。

【公認心理師法施行状況調査票を送付した団体】（順序不同。団体名は送付時の団体名である。）

公益社団法人日本精神神経学会（多職種協働委員会）、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会、公益社団法人日本精神神経科診療所協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本精神科看護技術協会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（地域精神保健・法制度研究部）、一般社団法人日本総合病院精神医学会、一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構、全国「精神病」者集団、特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構（COMHBO）、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、岡山県倉敷児童相談所、社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター、公益社団法人日本教育会、一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会、東京少年鑑別所、日本犯罪心理学会、日本EAP協会、日本産業ストレス学会、一般社団法人日本公認心理師協会、一般社団法人公認心理師の会、一般社団法人公認心理師養成機関連盟、公認心理師養成大学教員連絡協議会、一般財団法人日本心理研修センター

- 文部科学省及び厚生労働省においては、ヒアリングの結果等踏まえ、引き続き、法の施行の状況についての検討を進める。

1. 公認心理師の活動について



ア. 公認心理師の活躍の場の拡大に向けた取組について

これまでの調査事業及び今回のヒアリングの結果により、公認心理師が保健医療、福祉、教育等の各分野において、法第2条各号に定める行為（以下「支援行為」という。）を担っていること、心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）からも公認心理師による支援行為が役立っているとの意見が得られた。心の健康に係る制度施策への更なる貢献、ひいては国民の心の健康の保持増進への更なる寄与が期待されている。

当事者関係団体から、公認心理師の支援をよく知らないといった指摘もあり、公認心理師の役割や活動分野の明確化、広報活動を通じ、相談機会の増加につなげる取組が期待されている。更なる公認心理師の配置の拡大、安定した雇用の強化が望まれている。

- 公認心理師の役割の明確化・広報の強化等に向け、引き続き推進事業等の調査を活用し、公認心理師の実態の把握に努め、当該調査結果を関係団体に普及啓発、行政説明の機会に活用するなど、公認心理師の活躍の場の拡大に資するよう、その周知に努める。
- 例えば、保健医療分野における、診療報酬上の公認心理師に係る評価は徐々に拡大している。このように収益性を担保し、公認心理師を雇用しやすい体制整備の強化を望む意見がある。各制度の検討に資するよう、引き続き、関係団体からの意見を伺い、調査研究等により、公認心理師による支援の実態や社会からのニーズを把握し、公認心理師の活動の更なる推進を図る。約7万人の登録者を対象とする就労状況等の調査は、調査項目や回答率向上に向けた工夫等の検討を進め、できるだけ早期に実施する。

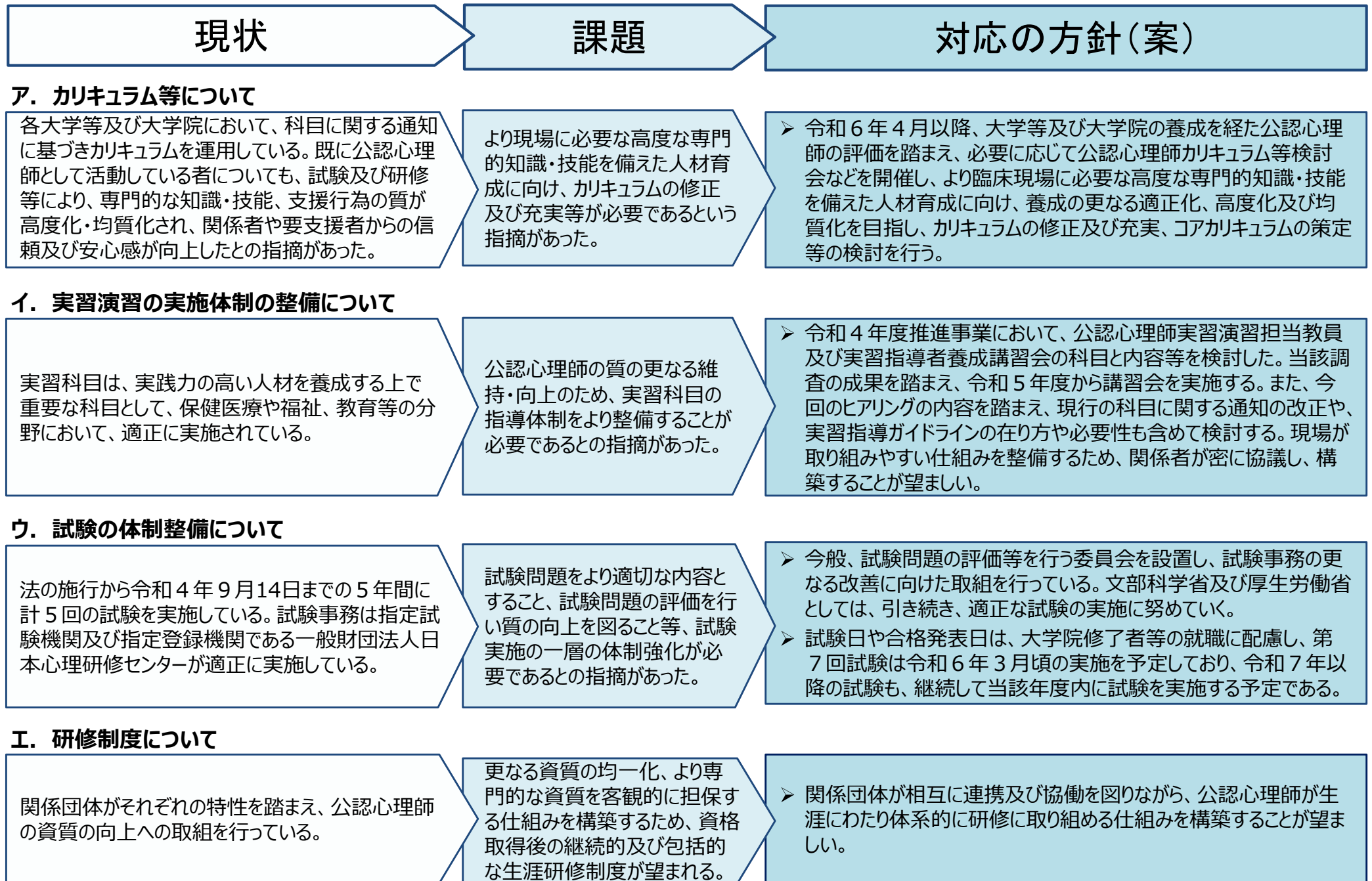
イ. 保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方について

法案に関する附帯決議に基づき、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方と、主治の医師の指示の規定（法第42条第2項）及び運用基準が適切に運用されているか検討した。調査事業及び今回のヒアリングの結果により、当該連携において、多職種チーム機能の向上、他分野間の連携等、より良い支援体制の構築に向け、公認心理師がその役割を担っていることが認められた。また、主治の医師の指示の規定及び運用基準は、有効に機能しているとの意見が多数あった。

令和4年度推進事業の調査においては、関係者との連携により寄与していく上で、
 ・養成において関係職種の役割を理解すること、
 ・心理職の役割を関係職種に説明し相互理解を深めること、等が必要と指摘された。

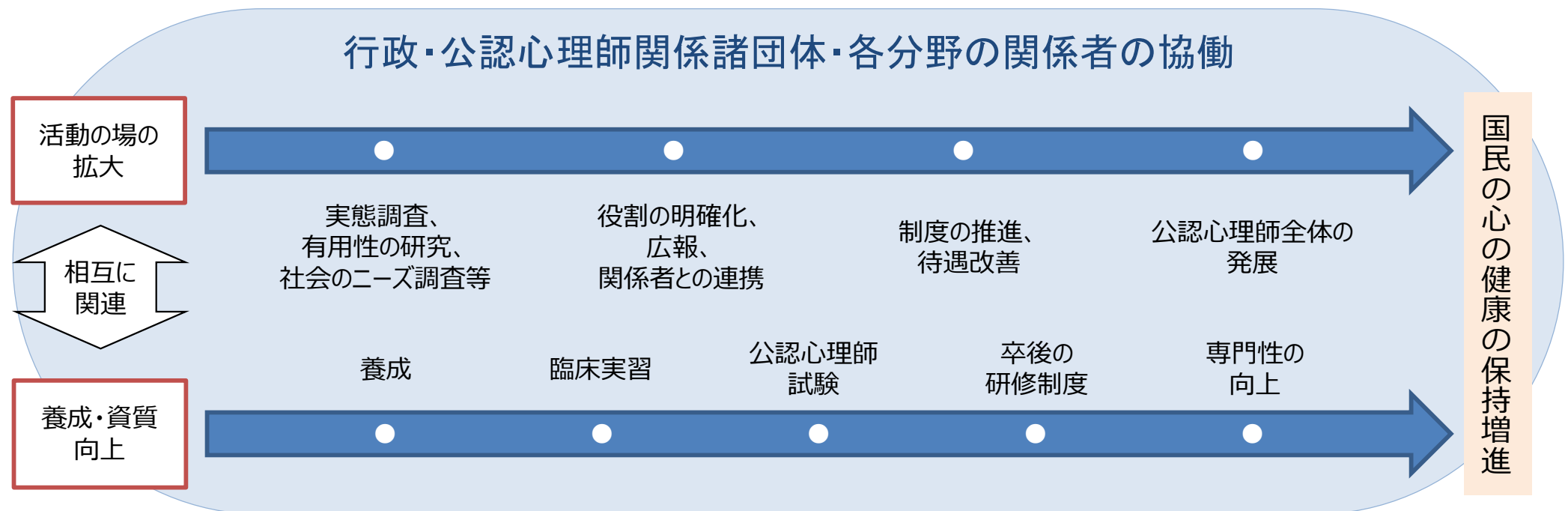
- 当該調査において得られた公認心理師の連携等の実態を活用し、関係職種に対し、公認心理師の役割について更なる理解が得られるよう周知を図る。なお、当該調査において得られた養成上の指摘等は、後述するカリキュラム及び資格取得後の継続的及び包括的な生涯研修制度等を検討していく上で参考とする。
- 主治の医師の指示の規定及び運用基準は、主治の医師の治療方針と公認心理師の支援行為の内容との齟齬を避けるためという目的に照らし、有効に機能しているとの意見が多数あったところ、引き続き当該規定及び基準が適切に運用されるよう周知する。

2.公認心理師の養成及び資質の向上について



まとめ

- 今回の中間整理においては、公認心理師の活動や養成等の現状について、幾つか今後の取組が望まれる事項があることから、文部科学省及び厚生労働省において、法の規定がより円滑に施行されるよう、中間整理の結果を踏まえ、行政、公認心理師関係諸団体及び各分野の関係者と協働し、引き続き必要な取組を進めていく。
 - 法の規定の施行の状況について、さらに検討を加えるため、公認心理師の登録者約7万人を対象とする就労状況等の調査について、調査項目や回答率向上等の検討を進め、可能な限り早期に実施する。
- ↓
- 今後、就労状況等の調査結果も踏まえ、検討結果を取りまとめることとする。



参考：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター「令和元年障害者総合推進事業公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」（令和2年（2020）3月）をもとに作成